監 査 報 告 書

令和8年6月10日

学校法人岡辻学園

理事会　御中

評議員会　御中

学校法人岡辻学園

監事　長谷川 哲　印

監事　和泉 正俊　印

私たちは、学校法人岡辻学園の監事として、私立学校法第 52 条及び学校法人岡辻学園寄附行為第 28 条の規定に基づき、同学園の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における、財産目録及び計算書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細書、事業報告書及び附属明細書）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

(1) 学校法人岡辻学園の業務遂行に関する決定及び執行は、手続きに違法性はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

(2) 財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を適正に示しているものと認めます。

(3) 理事の業務執行については、特にガバナンスの構築において、理事長及び代表業務執行理事のさらなる改善努力を期待するところであります。